

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、鳥取海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第9条第1項に基づき、推薦を受けた者及び募集に応じた者(以下「委員候補者」という。)が定数を上回る場合又はその他必要を認めるとき、委員候補者を評価するために設置する鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 委員候補者が定数を上回る場合、又は知事の求めにより、委員候補者の評価を行い、知事に意見を報告すること。
- (2) 委員候補者の評価に当たり、推薦又は応募に伴い提出された書類をもとに委員候補者の経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査を行うこと。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農林水産部水産振興局長
- (2) 農林水産部水産振興局漁業調整課長
- (3) 農林水産部水産振興局水産振興課長
- (4) 農林水産部境港水産事務所長
- (5) その他知事が必要と認める者

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部水産振興局長をもって充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、農林水産部水産振興局漁業調整課長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産振興局漁業調整課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月5日から施行する。